（法第２８条第１項関係様式）

2015年度の事業報告書

2015 年４月１日から 2016 年３月 31 日まで

特定非営利活動法人 まーぶる

１　事業実施の成果

①　総論

介護福祉分野での人手不足はまーぶるでも深刻な状況といえる。全ての部署において、人材不足は否めず、たくさんの利用希望があるにもかかわらず、お断りをしなければならない状況が続いている。

特にショートステイにおいては、泊まり勤務に入るスタッフはその前後2日、日中の支援に入ることができないため、本来は毎日開催が望まれるものの、かなり限定した中での開催とならざるを得なかったり、逆に日中の支援員の配置が難しいことで、ショートステイを利用いただけない。といったことも出てきている。

2015年度後半からは非常勤ヘルパーの時給アップや、長時間勤務の解消などにも努力していたが、なかなか新たな人材を得ることは難しい状況にあった。

4月には報酬改定がなされ、居宅介護を中心として大幅な単価の引き下げがあった。

事前の報道、政府発表では、「障がい分野は平均±０円」といわれ、一見引き下げはないように思われたが、実際は居宅介護をはじめとして、実質的にはかなりの引き下げがあった。他の事業において数単位（額にして数十円）の引き上げがばらまくようにあったり、処遇改善費が引き上げられたりと言ったことで±０となったようである。

これまで、目の前にいる利用者の状態に合わせて、配置基準を越えるスタッフを入れ、本当に必要な支援をしっかり行うと同時に、働く職員への過度な負担がないようにしたいと行ってきたが、それを継続することが厳しくなっていているようにも思われる。

何か新たな展開を見いださないといけないようにも感じている。

②　法人創立5周年記念事業について

2015年12月9日をもって、ＮＰＯ法人認証から5周年を迎えた。

2014年11月から少しずつ構想を練り始めたが、2月、3月に中心となっていた職員の退職や、6月からの新規事業立ち上げで継続しての準備ができず、一時記念事業は無理かとも思っていたが、9月よりにわかに話がすすみ、マザーバード制作のドキュメンタリー映画「ぼくは写真で世界と繋がる」「普通に生きる」の2本立てでの上映と、市民活動家中山千夏さんを招いてのお話会。同時開催として、米田祐二写真展「それぞれのいのち」を、隣接する京都光華女子大学さんの協賛のもと、開催することができた。

当日は全スタッフ参加はもちろん、利用者、家族、ほか、法人との繋がりのある方々、さらに、全くこれまではおつきあいがなかった方が来てくださり、退職した元スタッフが何人もお祝いに駆けつけてくれた。

法人設立時の初心と、法人理念をしっかり確認する時を持てたと思っている。

前日からの準備と、当日の打ち上げの食事会は、居宅介護などでの外勤、直行直帰の多いスタッフ同士が交流を深めることにもなり、法人としての組織固めとしての成果もあった。

③　各事業別成果と課題

Ａ　居宅介護（移動支援、重度訪問介護）まーぶる

計画相談が2015年4月から必須となり、独居の重複障がいとともにある方などへの相談員の関わりに振り回されると言ったことがおこってきている。

それまで委託の相談支援センターが行ってきた多数の事業所間の連絡調整を、計画相談事業所へなげられたり、児童で、家族にも特に大きな課題はないと思われる比較的短時間でできる計画相談を基幹型相談支援センターが新たにうけて、電話での問い合わせのみで事を運んでいくといったことがいくつもあり、地域で暮らしている障がいとともにある人への支援のネットワークのあり方として疑問を感じることが多々あった。
事業所内でみると、ヘルパーによっては、報連相を徹底できておらず、常勤スタッフの交代時に、現況の把握が困難になっている利用者もあった。
今後の課題として、直行直帰のヘルパーとの情報共有が上げられる。

B　デイサービスぽぽろ
2014年度の報告書においても課題であった精神障がいであり知的障がいもあるという方への対応の難しさをこと感じるようになった。
人の咳払いや外の車の音など、生活音に過敏になってパニックを起こしてしまい、大声を上げてしまうとか、利用者スタッフの別なく他害をしてしまうなどもあって、いろんな特性を持った方が同じ空間にいることの限界も感じてしまうこともあった。
また、通所事業所の限界でもあるのかもしれないが、家族の状況によって、ご本人は続けたくてもぽぽろに通い続けることができなくなってしまった方への対応方法などが課題であると思われる。
一方で、居宅介護とショートステイなど複数の事業の利用を組み合わせることで、家族に厳しい状況が起こっても切れ目なく、できるだけ落ち着いて過ごせる場を提供することができた例もあった。これはまさに、法人が地域生活を考えるときに大切にしたい基本の対応ができていたということであり、評価できることとなった。

C　ショートステイぽれぽれ
2014年度の報告でも上がっていたが、スタッフ不足が最大の課題である。
まーぶるの利用者は、重度と言われる方が多く、他法人で行われているような「学生バイト」の活用がなかなかできない。昨年度から学生バイトのスタッフに来てもらってはいるが、利用者の顔ぶれでやはり＋1人スタッフを配置する必要があったり、逆に利用者の希望を断らざるを得なかったりといった日もあった。
4月の報酬改定によって、ほんの少しだけ単価が上がったが、焼け石に水どころではない状況でもあり、厳しい状況は変わらない。
そのような中、「ベッドを木製の大型のものにしてほしい。」とか、シフト調整ができあがる前に、「依頼を出したと同時に利用の可否を返事してほしい。」　など、とても対応できない要求を出されることがある。また、添い寝をしないと眠ることができず、一人になると、大きな声を出してしまうといった方のご家族が、「家で添い寝してるので、ここでは一人で寝られるように訓練してください」といわれることがあったりと、なかなか難しいご希望が増えてきているように思う。
ご本人のねがいと、家族の都合、要求などが必ずしも一致しないなかで、一律に「事業所のやり方に従うべき」と紋切り型の対応ではなく、一人一人に寄り添いながら進めていくことの難しさを感じている。

D　放課後等デイサービスまーぶるにじょう
2014年6月の総会において新規事業、主として重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービスの設置が承認され、中京区において設備整備を行い、2015年6月10日京都市より承認され、6月15日より利用児童生徒の受け入れが始まった。
これに先立ち、厚生労働省より、2015年2月20日、突然、ＱＡのかたちで、重心児放課後デイに対する職員配置基準の解釈変更がだされ、それまでは、児童発達支援管理責任者1名、

児童指導員もしくは保育士1名のみが常勤配置とされ、看護師、機能訓練担当職員 は非常勤1とされていたものが、「児童生徒が利用する時間帯を通して各1人配置」となった。これにより、2014年度の事業計画時点での経営、運営計画を大幅に変更する必要が出てきた。　もともと、看護師の配置などは、それまでの基準以上に予定していたが、子どもがいる時間通しての配置　となると、かなり経営的に厳しくなる。　また、機能訓練担当職員（ＰＴ，ＯＴ等）については、特に重心児のリハビリに長けている訓練士がほとんどいない状態の中、児童デイで常時配置することはほぼ不可能と思われた。
この点は、京都市担当者との協議を重ね、必ずしもＰＴ，ＯＴにこだわらず、心理担当職員でも可能。との行政見解をいただだき、職員配置基準をクリアさせることができた。　それらがあった上で、「小児のリハビリをしっかり担える方」ということで年度末から様々なところに当たり、神戸市で同じように児童デイサービスをされているＰＴを2人、非常勤で来てもらうことができた。

また、児童指導員、保育士等も、静的弛緩誘導法を習得したり、ミュージックケア講師の資格をもって活動している介護福祉士に来てもらうことで、届け出上の資格証だけではなく、実質、きちんとケアができるスタッフを配置することができた。

日々の利用状況では、当初は平均して1人3人程度であったが、慣れてくると、利用日を増やしたいとの希望が出てきたことと、支援校への迎えの車を見て、新たに利用希望をされる方も有り、年明けからはほぼ1日5人の定員いっぱいとなっている。

月に数日は3人の日もあるため、希望が多い日には6人、7人と定員外もうけ、どのようにしたら可能かを検討してみたが、どうしても関わりが薄くなり、医療的ケアなど「処置」のみの対応となってしまう子どもが出てきてしまうため、3月からは子どもは5人以内。もしくはどうしても必要な場合はスタッフを増やすことで対応した。

開所まえにはあまり想定していなかった、保護者の孤立が結構深刻であることも見えてきた。

次の課題として、保護者支援のあり方をしっかり考えていく必要があると思われる。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事　業　内　容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人　数	支出額(千円)
自立支援事業	障害者自立支援法に基づく障がい児者への重度訪問介護、居宅介護事業,行動援護、移動支援事業、生活介護、短期入所事業、及び放課後等デイサービス。	2015年4月1日から2016年3月31日	各利用者宅及びまーぶる事業所 まーぶるにじょう事業所	31人	自立支援法により受給者証が発行されている障がい児者 ：75人	40,750
障がい児者への居宅介護事業(ｵﾌﾟｼｮﾝ)	障害者自立支援法に基づかない居宅介護事業	2015年4月1日から2016年3月31日	利用者宅	4人	自立支援法に基づかない私的契約の障がい児者 ： 3人	5,258
福祉有償運送	道路交通法に基づく福祉有償運送事業	2015年4月1日から2016年3月31日	京都市内	5人	法人会員のうち12人	6,404

(2) その他の事業

事業名	事　業　内　容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び	支出額(千円)
物品販売	オリジナル商品を作成して物品販売を行う。SNS,HPを利用しての広告協賛により、寄付金を集める。	2015年4月1日から2016年3月31日	市内	2人		168

（法第28条第1項関係様式）

2015年度　活動計算書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

（特定非営利活動法人 まーぶる）

（単位：円）

科　目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合　計
Ⅰ 経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	76,000		76,000
2．受取寄附金			
受取寄付金	397,318		397,318
3．受取助成金等			
京都市会計管理（助成金）	6,785,000		6,785,000
高齢障害者雇用支援助成金	1,247,877		1,247,877
公益財団法人京都地域創造基金	48,257		48,257
4．事業収益			
自立支援事業収益	74,771,357		74,771,357
居宅介護(ｵﾌﾟｼｮﾝ)事業収入	9,647,917		9,647,917
福祉有償運送事業収入	12,059,897		12,059,897
5．その他収益			
受取利息	2,311		2,311
雑収入	1,020,560		1,020,560
その他の事業収益		168,383	168,383
経常収益計	106,056,494	168,383	106,224,877
Ⅱ 経常費用			
1．事業費			
（1）人件費			
給料手当	41,767,962		41,767,962
賞与	4,835,000		4,835,000
法定福利費	5,418,290		5,418,290
人件費計	52,021,252	0	52,021,252
（2）その他経費			
広告宣伝費	50,363		50,363
事務用品費	38,500		38,500
旅費交通費	187,693		187,693
会議費	24,000		24,000
雑費	90,505	168,383	258,888
その他経費計	391,061	168,383	559,444
事業費計	52,412,313	168,383	52,580,696
2．管理費			
（1）人件費			
給料手当	10,178,003		10,178,003
賞与	760,000		760,000
法定福利費	1,271,707		1,271,707
福利厚生費	369,081		369,081
人件費計	12,578,791	0	12,578,791

（2）その他経費			
広告宣伝費	3,544,509		3,544,509
運賃	8,424		8,424
水道光熱費	1,528,208		1,528,208
事務用品費	328,384		328,384
消耗品費	1,810,944		1,810,944
賃借料	11,642,831		11,642,831
支払保険料	1,368,025		1,368,025
修繕費	1,880,396		1,880,396
租税公課	89,900		89,900
減価償却費	6,891,898		6,891,898
接待交際費	2,958		2,958
旅費交通費	1,459,247		1,459,247
通信費	969,904		969,904
支払手数料	2,897,362		2,897,362
会議費	0		0
諸会費	73,141		73,141
図書印刷費	252,496		252,496
雑費	2,627,199		2,627,199
支払利息	1,356,060		1,356,060
その他経費計	38,731,886	0	38,731,886
管理費計	51,310,677	0	51,310,677
経常費用計	103,722,990	168,383	103,891,373
当期経常増減額	2,333,504	0	2,333,504
当期正味財産増減額	2,333,504	0	2,333,504
前期繰越正味財産額			7,095,215
次期繰越正味財産額			9,428,719

（法第28条第1項関係様式）

2015年度　特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2016年 3月31日現在

（特定非営利活動法人 まーぶる）

（単位：円）

科　　目	金	額	
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金	210,302		
銀行預金	14,875,794		
立替金	8,080		
未収入金	16,440,952		
前払費用	351,099		
流動資産合計		31,886,227	
2　固定資産			
（有形固定資産）			
建物	37,917,662		
設備造作	18,477,268		
車両運搬具	3,750,802		
工具器具備品	56,912		
有形固定資産合計		60,202,644	
（投資その他の資産）			
差入保証金	2,140,000		
投資その他の資産合計		2,140,000	
3　繰延資産			
繰延資産	0		
繰延資産合計		0	
資産合計			94,228,871
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払費用	979,000		
預り金	492,412		
流動負債合計		1,471,412	
2　固定負債			
長期借入金	83,328,740		
固定負債合計		83,328,740	
負債合計			84,800,152
Ⅲ正味財産の部			
前期繰越正味財産		7,095,215	
当期正味財産増加額（減少額）		2,333,504	
正味財産合計			9,428,719
負債及び正味財産合計			94,228,871

（法第28条第1項関係様式）

2015年度　その他の事業に係る事業会計貸借対照表

2016年 3月31日現在

（特定非営利活動法人 まーぶる）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
流動資産	0		
流動資産合計		0	
2　固定資産			
固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			0
Ⅱ　流動負債			
1　流動負債			
流動負債	0		
流動負債合計		0	
2　固定負債			
固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
Ⅲ正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増加額（減少額）		0	
正味財産合計			0
負債及び正味財産合計			0

（法第28条第1項関係様式）

2015年度　特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2016年 3月31日現在

（特定非営利活動法人 まーぶる）

（単位：円）

科目・摘要		金額		
Ⅰ 資産の部				
1 流動資産				
現金	現金手元有高	210,302		
普通預金	京都銀行西京極支店	1,020,585		
普通預金	京都銀行西京極支店	102,771		
普通預金	京都中央信用金庫西京極支店	208,280		
普通預金	滋賀銀行太秦支店	9,387,966		
普通預金	滋賀銀行太秦支店	3,016,302		
普通預金	近畿労働金庫京都支店	4,890		
通常貯金	ゆうちょ	1,135,000		
立替金	利用者一時立替金	8,080		
未収入金	京都府国民健康保険団体連合会他	16,440,952		
前払費用	火災保険料前払	351,099		
流動資産合計			31,886,227	
2 固定資産				
建物	木造耐火構造	37,917,662		
設備造作	内装及び付属設備	18,477,268		
車両運搬具	車両	3,750,802		
工具器具備品	介護、事務用品	56,912		
保証金	事業所等保証金	2,140,000		
固定資産合計			62,342,644	
資産合計				94,228,871
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
未払費用	オートローン	979,000		
預り金	職員等源泉税、社会保険	492,412		
流動負債合計			1,471,412	
2 固定負債				
長期借入金	滋賀銀行他借入	83,328,740		
固定負債合計			83,328,740	
負債合計				84,800,152
正味財産合計				9,428,719

（法第28条第1項関係様式）

2015年度　その他の事業に係る事業会計財産目録

2016年 3月31日現在

（特定非営利活動法人 まーぶる）

（単位:円）

科　目・摘　要	金額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
流動資産	0		
流動資産合計		0	
2　固定資産			
固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			0
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
流動負債	0		
流動負債合計		0	
2　固定負債			
固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産合計			0

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法(建物は定額法)で償却をしています。

無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物		39,878,347		39,878,347	1,960,685	37,917,662
設備造作	17,853,314	11,735,280		29,588,594	11,111,326	18,477,268
車両運搬具	8,460,848	2,120,864		10,581,712	6,830,910	3,750,802
工具器具備品	2,390,988			2,390,988	2,334,076	56,912
投資その他の資産						
差入保証金	2,000,000	140,000		2,140,000	0	2,140,000
合　計	30,705,150	53,874,491	0	84,579,641	22,236,997	62,342,644

3. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	期首残高	当期借入	当期返済等	期末残高
短期借入金	0	0	0	0
長期借入金	67,769,631	55,702,109	40,143,000	83,328,740
合　計	67,769,631	55,702,109	40,143,000	83,328,740

4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科　目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
正会員受取会費	76,000	16,000
受取寄付金	397,318	100,000

（法第２８条第１項関係様式）

前事業年度の年間役員名簿

2015年4月　1日から　2016年　3月31日まで

特定非営利活動法人まーぶる

役職名	氏　　名	住　所　又　は　居　所	就 任 期 間	報酬を受けた期　　間
理事長	福富恵美子		2015年4月1日～2016年3月31日	2015年4月1日～ 2016年3月31日
副理事	山本智子		2015年4月1日～2016年3月31日	報酬なし
理事	篠原文浩		2015年4月1日～2016年3月31日	報酬なし
理事	丸国朋子		2015年4月1日～2016年3月31日	報酬なし
理事	西垣朋昌		2015年4月1日～2016年３月３１日	報酬なし
監事	三角暢彦		2015年4月1日～2016年3月31日	報酬なし

（法第２８条第１項関係様式）

前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の名簿

２０１６年　　3月　３１日現在

特定非営利活動法人 まーぶる

氏　　名	住　所　又　は　居　所
福富恵美子	
山本智子	
宇野昭彦	
三角暢彦	
篠原文浩	
森つか子	
丸国朋子	
山田素代	
高田一範	
安藤美保	